資料４

【参考】認定事務の流れ

現行	新規	知事が毎年定める期限までに道へ書類を提出 ↓ 道ホームページ及び該当者に文書で周知 → 道において、北海道マスターガイド認定審査要領)により書類を審査し、認定の適否を判定 → マスターガイド認定審査会の了承を得て認定 → 認定証を発行 有効期限は、認定の日の翌年５月 31 日まで
	更新	毎年、認定期限の５月 31 日までに、更新申請書兼業務活動報告書に証明書類を添付し、業務センターに提出 ↓ 該当者に文書周知 → 業務センターは申請書類を道へ進達 → 道及び業務センターにより書類審査後、道において適否を判定 → マスターガイド認定審査会の了承を得て認定 → 認定証を発行 有効期限は、認定の日の翌年５月 31 日まで
改正後	新規	認定を受けようとする年の５月 31 日までに道へ書類を提出 ↓ 道ホームページ及び該当者に文書で周知 → 道において審査を行い、適否を判定 （必要に応じ、業務センターや関係者に意見を聴取） → 認定証を発行 有効期限は、認定の日から１年を経過した日以後の最初の５月 31 日まで
	更新	毎年、認定期限の５月 31 日までに、更新申請書兼業務活動報告書に証明書類を添付し、業務センターに提出（8/31 まで受付可） ↓ 該当者に文書で周知 → 道において審査を行い、適否を判定 （必要に応じ、業務センターや関係者に意見を聴取） → 認定証を発行 有効期限は、翌年５月 31 日まで